

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行について

平成 5 年 7 月 30 日 建設省住管発第 2 号 建設事務次官通知

二 供給計画の認定

- (一) 供給計画の認定は、法第三条各号の基準に適合する住宅について必ず行わなければならないものではなく、基準に該当する住宅について、都道府県知事が、地域の住宅事情を勘案し、優良な賃貸住宅の供給を促進する必要があると認める場合に行うことができるものであること。このため、都道府県知事は供給計画の認定に当たっては、関係市町村との連携の下に、地域の住宅事情を的確に把握し、適切に住宅供給が行われるよう努めること。
- (二) 特定優良賃貸住宅の入居者に関しては、その所得が五〇～八〇%の範囲内で都道府県知事が定める基準に該当する者を入居させることができることとされているので、地域における所得の状況、中堅所得者等の居住の実態、賃貸住宅に対する需要等を勘案して、中堅所得者等の居住水準の改善が図られるよう適切な基準の設定を行うこと。
- (三) 特定優良賃貸住宅の規模等については、建設に対する助成等を通じ、地域の住宅事情に応じ、より規模の大きい優良な住宅が供給されるよう認定事業者の指導に努めること。
- (四) 特定優良賃貸住宅の入居者の選定については、特定優良賃貸住宅の供給に対し手厚い公的助成が行われることにかんがみ、入居者の選定が公正に行われるよう認定事業者に対する指導を徹底すること。
- (五) 法は、民間の土地所有者等による優良な賃貸住宅の供給を基本とするものことから、説明会の開催等により、制度の趣旨及び内容、認定基準その他認定の方針等について周知徹底に努めること。
- (六) 供給計画の認定は、都道府県知事が行うものであるが、特定優良賃貸住宅の供給は市町村の住宅政策と密接な関係を有するものであること、認定を受けた計画に基づく住宅の建設に対する補助、家賃の減額のための補助は関係市町村においても行うことができることとされていること等から、認定基準その他認定の方針、毎年度における特定優良賃貸住宅の供給の方針等については、関係市町村と十分に調整し、相互に連携して適切な住宅供給が行われるよう配慮すること。